

別紙

1 全体質疑について

(1) 質疑について

質疑を行う委員は、発言通告書に記載された要旨について、発言通告書に記載された答弁者に限り答弁を求めることができる。

(2) 答弁について

① 答弁者

知事、副知事、各部長、会計管理者、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長および各行政委員会の事務局長とする。

② 答弁の委任について

知事等答弁者が答弁を委任した場合は認める。なお、知事等答弁者が答弁を委任できる者は、①の答弁者および出席を認められた説明員（部長級職員、各次長、次長級職員および関係課長等）とする。

また、出席を認められる説明員（部長級職員、各次長、次長級職員および関係課長等）は、質疑者毎に交代を認めることとする。

(3) 発言通告について

① 発言通告書

発言通告書は別紙様式のとおりとし、通告内容は別紙記入例を例とする。

② 発言通告の変更

- ・ 発言通告締切後の質疑項目の追加を認めるかどうかは理事会に諮るものとする。
- ・ 発言通告締切後、質疑項目の削除や答弁者の変更等の軽微な変更については、最初の質疑日の前日（休日を除く。）の午後3時までは事務局に委任して処理するものとし、それ以降は理事会の了承を得て変更を認めることとする。

(4) その他の質疑について

緊急の質疑を許可するかどうかは理事会で協議するものとする。

(5) 発言時間の計測について

発言時間（答弁を含まず、1人15分）の計測は、議場内の残時間表示機器によるものとする。

2 議長、副議長の委員会への出席について

議長は地方自治法第105条（委員会への出席発言権）により出席でき、副議長は委員外議員として委員会に出席できる。また分科会についても委員会の扱いに準ずるものとする。

3 表決について

付託議案に反対の委員は、速やかにその旨委員長に申し出るものとする。本申し出がない限り、付託議案に賛成とみなし、一括採決を行うものとする。

4 傍聴について

議場において行う委員会の傍聴については、滋賀県議会傍聴規則に準じて扱い、分科会の傍聴については、滋賀県議会委員会傍聴規程に準じて扱うこととする。

5 報道機関が行う取材について

議場において行う委員会の報道機関の取材は、本会議の例に準ずるものとする。また、委員会室において行う分科会の取材は、委員会の例に準ずるものとする。

6 理事会の運営について

理事が欠席の場合は、同一会派の他の委員が代理で理事会に出席することができる。

7 その他

その他、運営に必要な事項については、その都度、理事会において決定する。